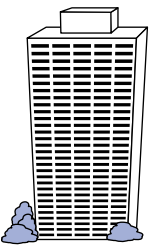


平成19年4月1日より届出が必要です。



大規模基準適用区域拡大のお知らせ

埼玉県景観条例に基づき、周辺の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物などに対して、景観の向上を図るため「大規模行為景観形成基準」が定められています。

白岡町では、用途地域が商業地域及び近隣商業地域の指定を受けている地域及び西1丁目から10丁目の全域については、既に大規模基準適用区域に指定されていますが、良好な景観形成によるまちづくりを地域で進めるため、町全域が適用区域として1月30日に県知事から拡大指定されました。新たに拡大された区域は4月1日から届出が必要となります。

また、4月1日から、届出先が、埼玉県杉戸県土整備事務所から白岡町に変更になります。

届出が必要となる行為

高さが15メートルを超え、または建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転または外観の過半の変更

高さが15メートルを超える工作物（埼玉県景観条例施行規則第6条に定めるもの）の新築、増築、改築、移転または外観の過半の変更

届出先 平成19年3月31日まで

埼玉県杉戸県土整備事務所（杉戸町杉戸432）

平成19年4月1日から

白岡町役場都市計画課

大規模行為景観形成基準とは？

大規模建築物などは、建てる場所によつては従来のたたずまいと際立った対比や違和感、突出感を与えます。

一方、良好な大規模建築物は、地域の景観のシンボルとして働くこともあります。

また、地域住民が日常的に活用できる広場空間を創出できるなど、周囲の景観に与える影響が大きいと考えられます。景観形成を図っていくために大規模建築物に対し、配慮しなければならぬ外壁の色彩、敷地内の植栽などの6項目に関して定めたものが「大規模行為景観形成基準」です。

問合せ 都市計画課都市計画担当

内線232

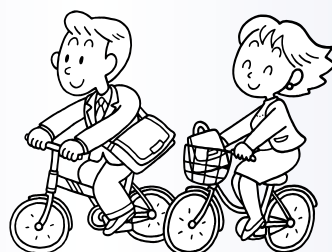
一人ひとりがマナーを守って
放置自転車をなくそう！

平成19年4月1日から

放置禁止区域に自転車等を放置した場合は撤去・保管費用を徴収いたします。

町では、自転車等を放置する一部の人のために多額の費用をかけて撤去している状況です。その費用のすべては、町民の皆さんのたいせつな税金によるものです。

そこで、条例の見直しを行い、平成19年4月1日から施行するものです。



主な条例改正の内容

撤去した旨の告示を1か月間行います。それでも引き取りの無い自転車等は、処分する旨の告示を1か月間行い、その後処分します。

放置自転車等の原因者から撤去・保管費用の一部を負担していただきます。

保管所へ移動した自転車等を引き取りの際に、自転車1台につき1,000円・原動機付自転車1台につき2,000円の費用を徴収いたします。

問合せ 生活環境課生活安全係 内線152